

22 建築基準法等の施行

—安全安心な建築行政の推進—

1 建築基準法の概要と変遷

昭和 25 年に制定された建築基準法は建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定め、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、公共の福祉に資することを目的としており、大きく分けて次の 2 種類の規定から構成されている。

① 単体規定

建築物単体の構造耐力、耐火性能、避難経路の確保や採光・換気、衛生上の措置の最低必要基準

② 集団規定

都市計画の最終実現手段としての敷地の接道義務や建築物の容積率・建ぺい率、高さ等の形態や防火性能の規定

なお、建築基準法は時代々々の要請に応じて改正がなされてきた。

新潟地震や阪神・淡路大震災等大規模地震の度に構造に関する基準が強化され、昭和 40 年以降に起こった大規模建築物の火災により防災に関する基準の強化がなされている。

また、近年では、規制緩和や性能の多様化に対応、平成 10 年にこれまでの材料や寸法を定めた「仕様規定」から、その性能を定めた「性能規定」に変更された。

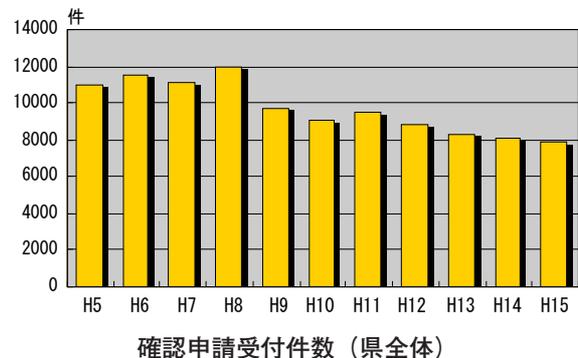
また、民間機関による確認制度が創設されるといった大改正も行われた。

2 建築確認・検査制度

建築物を新築、増築等する際にはその用途・規模に応じ、所管する特定行政庁の建築主事等に申請を行い、その適法性について確認を受けなければならない。また、その工事が完了した際には完了検査を受けることと規定されている。

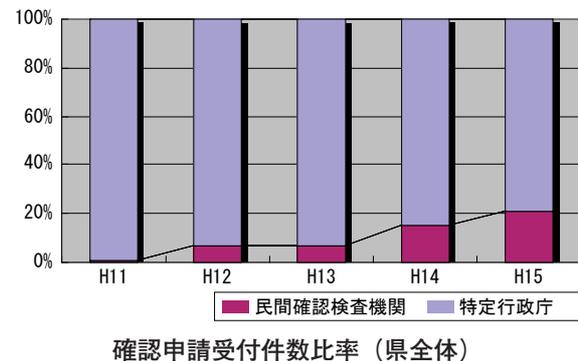
※特定行政庁とは建築行政を担当する行政庁で、本県では金沢市、七尾市、小松市、石川県が該当し、加賀市と白山市は小規模の建築物等に限って担当する限定特定行政庁となっている。

近年の建築確認件数は、不況のせいか 1 万 2 千件以下で推移し、かつ減少傾向にある。

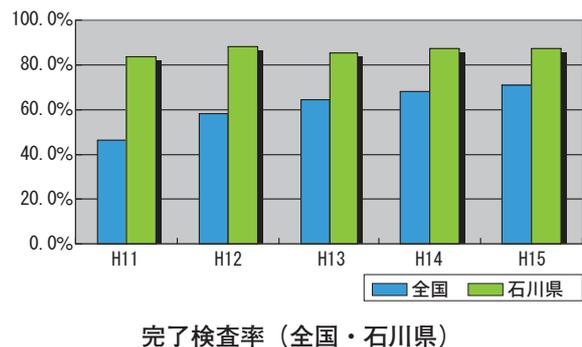


平成 10 年の法改正により民間確認検査機関制度が創設され、本県においても(財)石川県建築住宅総合センターが県知事指定機関としてその業務を行っている。

全国的にこれまでの特定行政庁への申請から民間機関への申請に移行しており、本県においてもその傾向は顕著である。



また、全国的に完了検査率の向上を目指した様々な取組みが行われている。本県においては従来より、全国に比べ高い完了検査率を誇っている。これらは行政庁の取組みもさることながら、建築主、監理者、施工者等の高い意識によるものと考えられる。



3 建築防災の推進

建築物の災害（特に火災）から人命を保護することは建築基準法の最大の使命である。その根幹を成すのが、不特定多数の人が利用する建築物について、防火・避難施設等が適正に維持されているかを定期的にチェックする「定期調査・検査制度」である。

特定の建築物の所有者・管理者は、下表に示すとおり、その用途や規模に応じ、定期的に建築物を建築士等一定の資格を有する者に調査・検査させ、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

用途	規模	報告周期	対象件数
ホテル、旅館等	地階、F \geq 3 かつA>500㎡	毎年	161
百貨店、 マーケット等	地階、F \geq 3 かつA>500㎡ またはA>1500㎡	毎年	135
病院、診療所等	地階、F \geq 3 かつA>500㎡	毎年	73
劇場、映画館 集会場等	地階、F \geq 3 かつA>500㎡ またはA>1000㎡	毎年	73
公衆浴場、 遊技場等	地階、F \geq 3 かつA>500㎡	毎年	61
複合用途	地階、F \geq 3 かつA>500㎡	毎年	31
博物館、 スポーツ練習場等	地階、F \geq 3 かつA>2000㎡	3年毎	2
共同住宅、 児童福祉施設等	地階、F \geq 3 かつA>500㎡ かつA'>1000㎡	3年毎	982
事務所等	地階、F \geq 3 かつA>500㎡ かつA'>2000㎡	3年毎	119
昇降機	すべて(住宅以外)	毎年	4210
工作物	遊戯施設等	毎年	347
建築設備	換気設備、排煙設備、 非常用照明	毎年	325

F:階、A階:用途面積、A':延べ面積、対象件数はH15

定期報告・検査対象一覧

4 適正な設計・工事監理の推進

建築物がその性能を十分に発揮するためには、適正な設計及び工事監理がなされていなければならない。それらに携わる技術者の資格が建築士であり、また、建築士及びその業務について定められているのが建築士法である。

建築士はその業務の区分により下図に示すとおり、一級建築士、二級建築士、木造建築士の3種類の資格が定められている。

	木 造			その他の構造		高さ13m 又は軒高 9m超
	階数 1	階数 2	階数 3以上	高さ13m以下かつ軒下9m以下 階数1、2	階数3以上	
A \leq 30㎡						
30㎡<A \leq 100㎡						
100㎡<A \leq 300㎡						
300㎡<A \leq 500㎡						
500㎡<A \leq 1000㎡	一般建築物					
	特殊建築物					
1000㎡<A	一般建築物					
	特殊建築物					

一級のみ	一級、二級
一級、二級、木造	無資格

建築士の業務区分

また、建築士または建築士を使用する者が、設計や工事監理等の業務を行う場合には建築士事務所を登録しなければならない。

	石川県	全 国
一級建築士	2,969	311,615
二級建築士	9,191	672,483
木造建築士	299	14,213
一級建築士事務所	1,028	91,450
二級建築士事務所	578	40,921
木造建築士事務所	30	971

建築士及び建築士事務所の登録状況

(H16.3.31 現在)

5 これからの建築行政

今後も建築技術の革新や省エネ・リサイクル等社会からの要請により変化していくことが予想されるが、第一義的には建築物の安全性確保は将来に渡り、建築行政に与えられた使命である。また、建築士や建築士事務所への指導により工事監理の徹底を図り、建築物自身の質を担保することは特に重要である。